No.５

令和４年（１２月）

第４回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第７８号	専決処分の承認を求めることについて （令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第４号)）	財政課	１
第８６号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築審査課	１２
第８７号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	経営課	１４
第８８号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保険年金課	１６
第８９号	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例	庶務課	１８
第９０号	熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	環境政策課	２５
第９１号	市の境界変更について	農地整備課	３４
第９２号	境界変更に伴う財産処分に関する協議について	農地整備課	３７
第９３号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立大里ふれあいセンター）	市民活動推進課	４２
第９４号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立別府荘）	長寿いきがい課	４３
第９５号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立上之荘、熊谷市立ひかわ荘及び熊谷市立江南荘）	長寿いきがい課	４４
第９６号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立箱田高齢者・児童ふれあいセンター）	長寿いきがい課	４５
第９７号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立障害福祉会館）	障害福祉課	４６
第９８号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市勤労青少年ホーム、熊谷市熊谷勤労者体育センター及び熊谷市立勤労会館）	商工業振興課	４７
第９９号	字の区域を変更することについて	農地整備課	４８
第１００号	市道路線の認定について	管理課	５０
第１０１号	市道路線の廃止について	管理課	５２

議案第７８号

専決処分の承認を求めることについて

令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１０月１９日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）

令和４年度熊谷市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６５７，３３４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２，４１９，３０６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年１０月１９日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,373,761	1,652,741	15,026,502
	1 国庫負担金	10,697,299	349,716	11,047,015
	2 国庫補助金	2,639,953	1,303,025	3,942,978
16 県支出金		5,382,049	4,593	5,386,642
	2 県補助金	1,233,964	4,593	1,238,557
歳入合計		70,761,972	1,657,334	72,419,306

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3　民生費		30,991,128	992,709	31,983,837
	1　社会福祉費	14,797,783	992,709	15,790,492
4　衛生費		7,188,998	664,625	7,853,623
	1　保健衛生費	4,063,894	664,625	4,728,519
歳　出　合　計		70,761,972	1,657,334	72,419,306

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	13,373,761	1,652,741	15,026,502
16　県支出金	5,382,049	4,593	5,386,642
歳　　入　　合　　計	70,761,972	1,657,334	72,419,306

総　括

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	30,991,128	992,709	31,983,837	992,709	0	0	0
4　衛生費	7,188,998	664,625	7,853,623	664,625	0	0	0
歳　出　合　計	70,761,972	1,657,334	72,419,306	1,657,334	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　1,652,741

第　1項 国庫負担金　　349,716　　単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 衛生費国庫負担金	714,290	349,716	1,064,006	1 保健衛生費負担金	349,716	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金　（負担率　10/10） 349,716
計	10,697,299	349,716	11,047,015			

第　2項 国庫補助金　　1,303,025　　単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	1,027,136	992,709	2,019,845	1 社会福祉費補助金	992,709	価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金　（補助率　10/10） 992,709
3 衛生費国庫補助金	425,853	310,316	736,169	1 保健衛生費補助金	310,316	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金　（補助率　10/10） 310,316
計	2,639,953	1,303,025	3,942,978			

第 16款 県支出金　　4,593

第　2項 県補助金　　4,593　　単位　千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
3 衛生費県補助金	47,311	4,593	51,904	1 保健衛生費補助金	4,593	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金　　(補助率　10/10) 4,593
計	1,233,964	4,593	1,238,557			

3　歳　出

第　3款 民生費　992,709

第　1項 社会福祉費　992,709

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	11,273,478	992,709	12,266,187	992,709	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 1,501
									8 旅費	費用弁償 32
								○ 価格高騰緊急支援給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当 1,800
									10 需用費	消耗品費 520
									11 役務費	郵便料 5,300
										情報通信費 59
										手数料 2,200
									12 委託料	委託料 18,970
									13 使用料及び賃借料	借上料 77
										事務機器借上料 250
									18 負担金、補助及び交付金	価格高騰緊急支援給付金 962,000
計	14,797,783	992,709	15,790,492	992,709	0	0	0			

第　4款 衛生費　　664,625

第　1項 保健衛生費　　664,625　　単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
2 予防費	1,956,439	664,625	2,621,064	664,625	0	0	0	○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	9,500
									7 報償費	報償金	17
										謝金	32,810
									10 需用費	消耗品費	3,600
										印刷費	2,000
										医薬材料等購入費	59
									11 役務費	郵便料	7,000
										傷害保険料	225
									12 委託料	委託料	600,000
										プログラム作成委託料	2,530
									13 使用料及び賃借料	使用料	470
										事務機器借上料	150
										情報機器借上料	981
									17 備品購入費	器具購入費	690
									18 負担金、補助及び交付金	補助金	4,593
計	4,063,894	664,625	4,728,519	664,625	0	0	0				

議案第８６号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第５５号の１４中「譲受人を決定した場合」の次に「及び管理者等を選任した場合」を加える。

別表第５５号の１６ア⑵ⓘ中「申請住戸数」を「申請に係る一の建築物の住戸数（以下この号及び第５５号の１８において「住戸数」という。）」に改め、同号ア⑵ⓘからⓚまでの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ア⑶ⓘ中「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。ⓘからⓗまで及び第５５号の１８ア⑶において同じ。）」を削り、同号イ⑵中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号イ⑶中「（市長が別に定めるものを除く。第５５号の１８イ⑶において同じ。）」を削る。

別表第５５号の１８ア⑵及びイ⑵中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第６８号）附則第２項及び第４項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）別記様式第７による変更の認定の申請に係る改正後の熊谷市手数料徴収条例別表第５５号の１８の規定の適用については、同号ア⑵ⓘ中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸の

うち同時に申請された住戸の数（以下この号において「申請住戸数」という。）」と、同号ア(2)(ⅱ)から(ⅸ)まで及びイ(2)中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。

３　市長が別に定める建築物に係る改正後の熊谷市手数料徴収条例別表第５５号の１８の規定の適用については、同号ア(3)(ⅰ)中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(ⅱ)から(ⅶ)までにおいて同じ。）」と、同号イ(3)中「共同住宅」とあるのは「共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）」とする。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請単位の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８７号

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第２２３号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「下水道事業」の次に「（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第３条第３項中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同条に次の１項を加える。

４　農業集落排水事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。

⑴　処理区域　熊谷市農業集落排水施設条例（平成１７年条例第１８９号）第３条第１項に規定する区域

⑵　計画人口　１３，７８０人

⑶　１日最大汚水量　４，５４７立方メートル

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（熊谷市農業集落排水事業特別会計条例の廃止）

２　熊谷市農業集落排水事業特別会計条例(平成１７年条例第５７号)は、廃止する。

（熊谷市職員定数条例の一部改正）

３　熊谷市職員定数条例（平成１７年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「１，０２８人」を「１，０２３人」に改め、同項第８号中「７４人」を「７９人」に改める。

（熊谷市農業集落排水施設条例の一部改正）

４　熊谷市農業集落排水施設条例（平成１７年条例第１８９号）の一

部を次のように改正する。

第３条第２項中「規則に」を「市長が別に」に改める。

第４条第３項、第５条から第７条まで、第９条第２項、第１１条、第１５条第１項及び第３項並びに第１８条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

（熊谷市農業集落排水事業の受益者分担金の徴収に関する条例の一部改正）

５　熊谷市農業集落排水事業の受益者分担金の徴収に関する条例（平成１７年条例第１９０号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

（熊谷市公共下水道事業運営審議会条例の一部改正）

６　熊谷市公共下水道事業運営審議会条例（平成１７年条例第２１６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市下水道事業運営審議会条例

第１条中「熊谷市公共下水道事業運営審議会」を「熊谷市下水道事業運営審議会」に改める。

第２条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市農業集落排水事業に「地方公営企業法」の規定の全部を適用することに伴い、同事業の経営の基本、規模等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第８８号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項ただし書中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第５条中「２６，０００円」を「２８，５００円」に改める。

第６条中「１００分の２．１」を「１００分の２．２」に改める。

第７条中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改める。

第２２条第１項中「６３万円」を「６５万円」に、「１９万円」を「２０万円」に改め、同項第１号ア中「１８，２００円」を「１９，９５０円」に改め、同号イ中「８，４００円」を「９，１００円」に改め、同項第２号ア中「１３，０００円」を「１４，２５０円」に改め、同号イ中「６，０００円」を「６，５００円」に改め、同項第３号ア中「５，２００円」を「５，７００円」に改め、同号イ中「２，４００円」を「２，６００円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，９００円」を「４，２７５円」に改め、同号イ中「６，５００円」を「７，１２５円」に改め、同号ウ中「１０，４００円」を「１１，４００円」に改め、同号エ中「１３，０００円」を「１４，２５０円」に改め、同項第２号ア中「１，８００円」を「１，９５０円」に改め、同号イ中「３，０００円」を「３，２５０円」に改め、同号ウ中「４，８００円」を「５，２００円」に改め、同号エ中「６，０００円」を「６，５００円」に改める。

附則第６項中「同条中」を「同項中」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第６

項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

国民健康保険税の賦課限度額を見直すとともに、基礎課税額等に係る税率の改定及び減額措置に関する規定の整備等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第８９号

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

（開示決定等の期限）

第３条　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長（以下「市の機関」という。）は、開示請求があった日から起算して１５日以内に開示決定等をしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第４条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から４５日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個

人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

⑵　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第５条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

２　開示請求に係る保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第６条　法第１１９条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額は、２１，０００円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

⑴　行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに３，９５０円

⑵　行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

２　法第１１９条第４項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　次号に掲げる者以外の者　法第１１５条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第１１９条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一

の額

⑵　法第１１５条（法第１１８条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　１２，６００円

（審議会への諮問）

第７条　市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊谷市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１７年条例第１２号）第１条に規定する熊谷市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

⑴　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

⑵　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

⑶　前２号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（実施状況等の公表）

第８条　市長は、毎年度、市の機関における個人情報保護制度の実施状況等を公表するものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（熊谷市個人情報保護条例の廃止）

２　熊谷市個人情報保護条例（平成１７年条例第１１号）は、廃止する。

（熊谷市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3　次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の熊谷市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項及び第１１条第２項の規定による職務上知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない責務については、なお従前の例による。

⑴　この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（以下「旧職員」という。）である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

⑵　この条例の施行前において旧条例第１１条第２項第１号に規定する旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者又は旧条例第１１条第２項第３号に規定する旧実施機関に派遣されていた者

⑶　この条例の施行前において旧条例第１１条第２項第２号に規定する指定管理者が行う市の公の施設の管理に係る業務に従事していた者

4　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた旧条例第１５条第１項及び第２項（旧条例第２０条第２項において準用する場合を含む。）の規定による開示の請求又は旧条例第２０条第１項の規定による訂正、削除、利用の中止若しくは提供の中止の請求については、なお従前の例による。

5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第３３条第１項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日

以後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

⑴　この条例の施行の際現に旧職員である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者

⑵　第３項第２号に掲げる者

６　第３項第３号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第３３条第２項に規定する指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときも、前項と同様とする。

７　第５項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

８　第３項第３号に掲げる者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。

９　前４項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

１０　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた場合に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

（熊谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

１１　熊谷市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１７年条例

第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「熊谷市個人情報保護条例（平成１７年条例第１１号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　　号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）」に改める。

第２条第１項中「情報公開条例第２条第１号」の次に「に規定する実施機関」を加え、「個人情報保護条例第２条第１号に規定する実施機関」を「個人情報保護法施行条例第３条第１項に規定する市の機関」に、「個人情報保護条例の」を「個人情報保護法施行条例の」に改め、同条第２項中「実施機関」の次に「及び市の機関」を加える。

（熊谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

１２　熊谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１７年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「熊谷市個人情報保護条例（平成１７年条例第１１号）第２４条の２」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項」に改め、「実施機関の」を削る。

（熊谷市債権管理条例の一部改正）

１３　熊谷市債権管理条例（令和４年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「熊谷市個人情報保護条例（平成１７年条例第１１号）第２条第１号に規定する実施機関」を「熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　　号）第３条第１項に規定する市の機関」に改める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、個人情報の保護に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第９０号

熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　太陽光発電設備　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第３項第１号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。

⑵　太陽光発電事業　太陽光発電設備を設置し、その設備を維持管理して発電する事業（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、発電出力の合計が１０キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の発電出力の合計が１０キロワット以上となる場合を含む。）をいう。

⑶　事業区域　太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

⑷　事業者　太陽光発電事業を行う者をいう。

⑸　土地所有者等　事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

⑹　生活環境等　生活環境、景観、自然環境及び生態系をいう。

⑺　地域住民等　次に掲げる者をいう。

ア　規則で定める範囲内に居住する者

イ　規則で定める範囲内に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

ウ　事業区域が存する自治会（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体をいう。）及び太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体（以下「自治会等」という。）

エ　太陽光発電事業により一定の影響を受ける者として規則で定めるもの

⑻　設置工事　太陽光発電設備の設置に係る工事（当該設備を設置するために行う竹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例等を遵守し、災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全に十分配慮するものとし、地域住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第５条　土地所有者等は、第１条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理しなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、第１条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例で定める手続の実施について協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

第７条　市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。

２　前項の抑制区域は、規則で定めるものとする。

（事業計画標識の設置）

第８条　事業者は、地域住民等に太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の周知を図るため、次条に規定する事前協議を行う日の３０日以上前から第１５条第２項の規定による通知を受ける日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

２　事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

３　事業者は、第１項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（事前協議等）

第９条　事業者は、第１３条第１項の規定による届出をしようとするときは、当該届出を行う日の６０日前までに、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

３　事業者は、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、第１３条第１項の規定による届出までに、当該事業に関する協定を市長と締結しなければならない。

（地域住民等への説明会の開催）

第１０条　事業者は、第８条第１項の規定による標識の設置後、当該事業区域の地域住民等に対して事業計画を周知するため、規則で定

めるところにより、速やかに説明会を開催しなければならない。

２　事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、開催日時及び場所を、説明会を開催する日の３０日前までに、市長に報告しなければならない。

３　事業者は、第１項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

４　第１項から前項までの規定は、第１３条第３項の規定による説明会の開催について準用する。

（意見の申出）

第１１条　地域住民等は、前条第１項及び第１３条第３項の規定による説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

２　事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。

（地域住民等との協議等）

第１２条　事業者は、前条第１項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議をしなければならない。

２　事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより､その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

３　自治会等は、災害の防止又は生活環境等の保全を図るため、必要に応じ、事業者に協定の締結を求めることができる。

（事業計画の届出）

第１３条　事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、設置工事に着手する日の３０日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

２　前項の規定により事業計画を届け出た事業者は、当該事業計画を

変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の事業計画を速やかに市長に届け出なければならない。

３　前項の規定による変更の届出をした事業者は、説明会の開催により、地域住民等にその変更事項を周知しなければならない。

４　市長は、届出のあった事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（適正な設置）

第１４条　事業者は、太陽光発電設備について規則で定めるところにより適正な設置をしなければならない。

（工事完了の届出）

第１５条　第１３条第１項又は第２項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。

２　市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第１６条　事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の３０日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

２　事業者は、前項の規定による届出をしたときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければなら

ない。

３　事業者は、前項の規定による措置が完了したときは、その完了の日から起算して３０日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第１７条　事業者から太陽光発電事業を譲り受けた者は、当該事業者の地位を承継するものとする。

２　前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して１０日以内に市長に届け出なければならない。

（事業者が所在不明になった場合等）

第１８条　事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第１６条、次条及び第２１条から第２５条までの規定を適用する。

（適正な維持管理）

第１９条　事業者は、事業計画に従い、規則で定めるところにより、適正な維持管理をしなければならない。

（標識の設置）

第２０条　事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

２　事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

３　事業者は、第１項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第２１条　市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第２２条　市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告等）

第２３条　市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

２　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

⑴　第８条第１項又は第２項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第３項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

⑵　第９条第３項及び第１２条第３項の規定による協定を遵守しなかったとき。

⑶　第９条第３項の規定による協定の締結前に、設置工事に着手したとき。

⑷　第１０条第１項及び第１３条第３項の規定による説明会を開催しなかったとき。

⑸　第１３条第１項又は第２項及び第１５条第１項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

⑹　第１６条第１項又は第３項及び第１７条第２項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

⑺　第１６条第２項の規定による措置を講じなかったとき。

⑻　第１９条の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

⑼　第２０条第１項又は第２項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第３項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

⑽　第２１条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

⑾　前条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

⑿　前項の指導に正当な理由なく従わなかったとき。

３　第１項に規定する指導又は前項に規定する勧告を受けた事業者は、規則で定めるところにより、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

（公表）

第２４条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は､規則で定めるところにより、当該事業者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表を行う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ公表の対象となる事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（国及び県への報告）

第２５条　市長は、前条の規定による公表を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告することができる。

（委任）

第２６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に太陽光発電設備を設置している事業者又は設置工事に着手している事業者については、第７条から第１５条まで、第２０条並びに第２３条第２項第１号から第５号まで及び第９号の規定は、適用しない。

３　この条例の施行の日から３０日を経過する日までの間に、設置工事に着手しようとする事業者に係るこの条例の適用については、第１３条第１項中「設置工事に着手する日の３０日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

良好な生活環境等の保全及び防災に寄与するため、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理等について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第９１号

市の境界変更について

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第７条第１項の規定により、令和５年１０月１日から熊谷市と行田市との境界を別紙境界変更調書のとおり変更することを埼玉県知事に申請するものとする。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

池上土地改良区において施行中である県営経営体育成型ほ場整備事業に伴う道路、水路の整備について、従前の境界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障があるため、整備後の道路界、水路界をもって新たな境界としたいので、この案を提出するものであります。

別紙

境　界　変　更　調　書

熊谷市に編入する区域

行田市大字小敷田字竹町２４８、２４９の１、２４９の４、２４９の５、２５０の１、２５０の２、２５０の３の一部、２６０の１、２６０の２、２６０の３の一部、２６１の一部、２６２の１の一部、２６２の２の一部、２６３の一部、２６４の一部、字道下３６６の１、３６６の２、３６７、３６８の１、３６８の２、３７０の１、３７０の２、３７１の１の一部、３７２の１から３７２の３まで、字高根４８２から４８４まで、４８５の１から４８５の４まで、４８６の１、４８６の４、４８６の５、４８６のロ、４８７の１、４８７の２、４８８の１、４８８の２、４８９の１、４８９の２、４９０の１から４９０の４まで、４９１の１、４９１の２、４９２の１、４９２の２、４９３の１、４９５の５の一部、４９５の６、４９６の１、５２３の５及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字竹町２９７、字稲荷町３４９の２、３５０の地先の水路である公有地の一部

行田市に編入する区域

熊谷市池上字鶴巻１から５まで、６の１の一部、７の１から７の４まで、１０の１の一部、１０の２の一部、１１、１２の１の一部、１２の２の一部、１３の１の一部、１３の２の一部、１４の２、１５の１、１５の２、１６の１の一部、１６の２の一部、１７、１８の一部、１９の一部、８４の１の一部、８４の４の一部、８５の１の一部、８５の４の一部、８６の４の一

部、字向釜２４５の一部、２４７の１の一部、２４７の２、２４７の３の一部、２５３の２及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字鶴巻６の１、６の２、８の１、８の２の地先の水路である公有地の一部、行田市大字小敷田字竹町２９７に隣接する水路である公有地の一部、字道下３６９の１に隣接する水路である公有地の全部、字道下３６６の１、３７２の１の地先の水路である公有地の一部

（令和４年６月１日調査）

議案第９２号

境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第５項の規定に基づく熊谷市と行田市との境界変更に伴う財産処分は、別紙のとおり両市協議の上、定めたいので、同条第６項により議決を求める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

池上土地改良区において施行中である県営経営体育成型ほ場整備事業に伴う市の境界変更のため、熊谷市所有の土地を行田市が所有すること、及び行田市所有の土地を熊谷市が所有することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

別　紙

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第５項の規定に基づく熊谷市と行田市との境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものとする。

令和　年　月　日

熊谷市長　小　林　哲　也

行田市長　石　井　直　彦

１　熊谷市が所有する次の土地は、行田市の所有とする。

番号	市	大字	字	地　番	地　目	面積（㎡）	摘要
1	熊谷	池上	鶴巻	７の３	用悪水路	２８	
2	〃	〃	〃	７の４	公衆用道路	６８	
3	〃	〃	〃	１０の２の一部	用悪水路	０．２１	
4	〃	〃	〃	１２の２の一部	〃	１．２７	
5	〃	〃	〃	１３の２の一部	〃	６．４０	
6	〃	〃	〃	１４の２	〃	２３	

7	熊谷	池上	鶴巻	１５の２	用悪水路	４９	
8	〃	〃	〃	１６の２の一部	〃	５０	
9	〃	〃	〃	８４の４の一部	公衆用道路	２２	
１０	〃	〃	〃	８５の４の一部	〃	４１	
１１	〃	〃	〃	８６の４の一部	〃	１．４８	
１２	〃	〃	向釜	２４７の２	〃	２．７０	
１３	〃	〃	〃	２４７の３の一部	〃	４．２３	
１４	〃	〃	〃	２５３の２	用悪水路	５．１３	
１５	〃	〃	鶴巻	１２の１、１３の１、１５の１、１６の１、１７、１８、１９に介在	道路	３５３	池上道1
１６	〃	〃	〃	１８に隣接	〃	１０	池上道2
１７	〃	〃	〃	８４の４、８５の４、８６の４に隣接	〃	４７	池上道3
１８	熊谷市池上字鶴巻１、６の１、７の４、１１、１７、１８に隣				水路	１１６８	池上水1

	接、字鶴巻６の１、６の２、８の１、８の２の地先、行田市大字小敷田字道下３６９の１に隣接						
１９	熊谷	池上	鶴巻	１４の２、１５の２、１６の２に隣接	水路	１５８	池上水２
２０	行田	小敷田	竹町	２９７に隣接	〃	１６９	池上水５
２１	〃	〃	道下	３６６の１の地先	〃	３．９０	池上水４
２２	〃	〃	〃	３７２の１の地先	〃	６．８５	池上水３

２　行田市が所有する次の土地は、熊谷市の所有とする。

番号	市	大字	字	地　番	地　目	面積（㎡）	摘要
1	行田	小敷田	竹町	２４８	公衆用道路	３６７	
2	〃	〃	〃	２４９の１	〃	１６８	
3	〃	〃	〃	２４９の４	〃	３５	
4	〃	〃	〃	２４９の５	〃	３８５	
5	〃	〃	〃	２６０の３の一部	用悪水路	１０４	
6	〃	〃	〃	２６２の１の一部	公衆用道路	１０４	
7	〃	〃	〃	２６２の２の一部	〃	１９２	

8	行田	小敷田	竹町	２６４の一部	用悪水路	１０７	
9	〃	〃	道下	３７２の３	公衆用道路	５９	
１０	〃	〃	稲荷町	３５０の地先	水路	９．０７	小敷田水１
１１	〃	〃	竹町２９７、稲荷町３４９の２、３５０の地先		〃	１０８	小敷田水２
１２	〃	〃	竹町	２９７の地先	〃	４４	小敷田水３

議案第９３号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立大里ふれあいセンター

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目１番地

公益社団法人　熊谷市シルバー人材センター

理事長　藤　原　　清

３　指定の期間

令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立大里ふれあいセンターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９４号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立別府荘

２　指定管理者となる団体

熊谷市弥藤吾２４５０番地

社会福祉法人　熊谷市社会福祉協議会

会長　紫　藤　晃　男

３　指定の期間

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立別府荘の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９５号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立上之荘

熊谷市立ひかわ荘

熊谷市立江南荘

２　指定管理者となる団体

熊谷市弥藤吾２４５０番地

社会福祉法人　熊谷市社会福祉協議会

会長　紫　藤　晃　男

３　指定の期間

令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立上之荘、熊谷市立ひかわ荘及び熊谷市立江南荘の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９６号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立箱田高齢者・児童ふれあいセンター

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目１番地

公益社団法人　熊谷市シルバー人材センター

理事長　藤　原　　清

３　指定の期間

令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立箱田高齢者・児童ふれあいセンターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９７号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立障害福祉会館

２　指定管理者となる団体

熊谷市宮町二丁目６５番地

特定非営利活動法人　熊谷市身体障害者福祉会

代表理事　片　岡　善　生

３　指定の期間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立障害福祉会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９８号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市勤労青少年ホーム

熊谷市熊谷勤労者体育センター

熊谷市立勤労会館

２　指定管理者となる団体

さいたま市浦和区仲町一丁目１２番１号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役　片　山　安　茂

３　指定の期間

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市勤労青少年ホーム、熊谷市熊谷勤労者体育センター及び熊谷市立勤労会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第９９号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、熊谷市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、議決を求める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

埼玉県が玉井地区において施行中である農業技術研究センター施設整備事業による土地改良事業の換地処分に伴い、字の区域を変更したいので、この案を提出するものであります。

別紙

変　更　調　書

玉井字諏訪上に編入する区域

玉井字向玉井上３４９の３の一部、３５０の一部、３５１の一部、３５２の２の一部、３５２の３の一部、３９８の一部、３９８の３、３９８の４の一部、３９９の一部、３９９の２の一部、４００の一部

玉井字向玉井上に編入する区域

玉井字諏訪上１９３の２の一部、１９５の１の一部、１９５の３の一部、１９６から１９８までの各一部、１９８の３の一部、１９９の２の一部、２０９の２の一部

（令和４年９月８日調査）

議案第１００号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路改良事業に伴い新設される道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道 138 号線	池上字尼酒田２９９番２地先 上之字下河内３１５１番２地先	
2	市道 20626 号線	下奈良字原乾６０９番１地先 下奈良字原乾５４９番２２地先	
3	市道 41134 号線	久保島字三ツ俣１０２４番１８地先 久保島字三ツ俣１０１９番１地先	
4	市道 50879 号線	大原二丁目１５６４番１４地先 大原二丁目１５６５番３地先	
5	市道 60615 号線	末広四丁目８２３番２３地先 末広四丁目８２３番１地先	
6	市道 60616 号線	末広四丁目８２３番４７地先 末広四丁目８２３番３５地先	
7	市道 妻沼4744 号線	妻沼東一丁目３１番１地先 妻沼東一丁目３１番１３地先	

議案第１０１号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和４年１１月３０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道 妻沼3388 号線	永井太田字薬師新田８７１番地先	
		永井太田字薬師新田８７２番地先	
2	市道 江南7026 号線	小江川字下原１８６６番１地先	
		小江川字下原１８６６番１地先	